中小企業の為の経営のヒント

# 菅原会計事務所通信

2018 年 11 月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809　三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055　FAX 059-382-5009
業務時間　平日　AM 9:00～PM 5:00

## ふるさと納税について

### ◆ふるさと納税の現状

ふるさと納税は、「地方自治体に対する寄付金」のことをいいます。あくまで名前は寄付金ですが、最終的には寄付した額がその年の所得税から還付され、翌年の住民税が控除されます。
そして、寄付した自治体より返礼品がもらえます。この返礼品の種類の豊富さがふるさと納税の人気の理由の一つです。

ですが、現在この返礼品が問題になっています。
ふるさと納税の返礼品は、寄付額の 3 割とされていますが、より多くの寄付金を集めようと過度に豪華な返礼品や、街おこしとは関係ない返礼品を用意する自治体が増えてきています。
そういった返礼品は見直しが行われ、要請に従わない自治体について、ふるさと納税対象から除外する規制が入る可能性があるそうです。

ふるさと納税が始まってから 10 年が経過します。
当初の寄付金の受入額は 100 億円以下でしたが、17 年度は 3653 億円まで拡大しているそうです。

所得税、住民税の控除や返礼品など魅力の多いふるさと納税ですので、今後も続いてほしいですね。
ふるさと納税は誰でも気軽に始めることができ、節税にもなるのでぜひ検討してみてはいかがですか？

（三井　記）

*-*-*-*-*-**-*-*-*-*-**-*-*-*-*-**-*-*-*-*-**-*-*-*-*-**-*-*-*-*

生命保険料や地震保険料の控除証明書などが届く時期です。年末調整・確定申告に必要です。大切に保管していただくか、お早目に当事務所へお預けください。